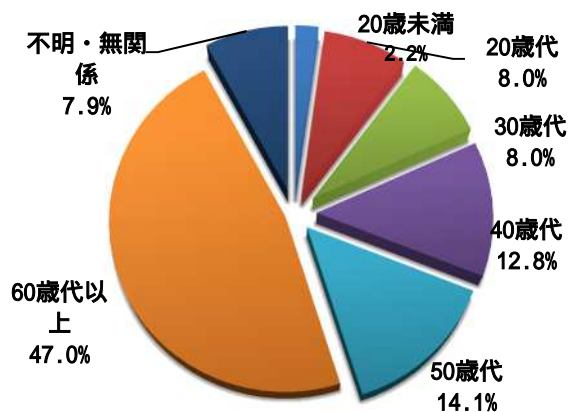


- P1 令和元年度消費生活相談の状況
P2 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意!
P3 江戸川区消費者団体連絡会の年間活動計画
P4 孫がカード番号を入力! オンラインゲームの高額請求

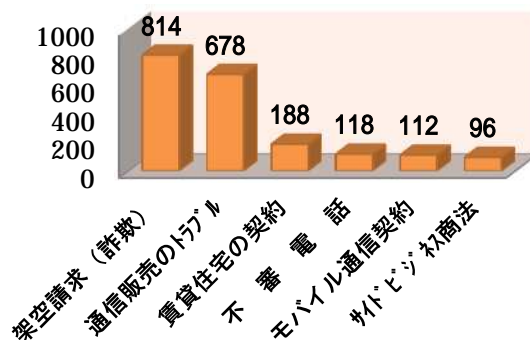
令和元年度江戸川区の消費生活相談の状況

令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)に消費者センターが受けた相談は、4,885件になります。相談内容を見ると、架空請求(詐欺)が814件(16.7%)、次いで、通信販売のトラブルが678件(13.9%)となっています。また、年代別では、60歳以上の方の相談が全体の約5割を占めています。

相談の契約当事者の年代別割合



相談が多い商品・サービスの内容



相談が多い事例 (平成31年4月～令和2年3月)

第1位 架空請求(詐欺)

「民事訴訟最終通告書」というハガキが届いた。携帯電話に「有料サイトに未納金がある、このままでは裁判になる」というメールが届いた。いずれも身に覚えがない。

第2位 通信販売のトラブル

お試し1回のつもりで商品を申し込んだところ、定期購入の契約になっていた。送られてきた品物のサイズ・色・形などが広告と違うが返品に応じてくれない。

第3位 賃貸住宅の契約

賃貸アパートを退去したら、高額な修復費用を請求された。



新型コロナウイルスに便乗した 悪質商法にご注意！

事例 1 突然自宅を訪問してきた業者から、「新型コロナウイルス流行拡大の影響で金の相場が上がることは間違いない。今すぐに金を買う権利を申し込んだほうがいい」と勧誘された。

事例 2 業者から「新型コロナウイルスの感染を防ぐために、行政からの委託で消毒に回っている」と電話があり「新型コロナウイルス感染防止の資料を持って訪問したい」と言われた。



対応 新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルの相談が寄せられています。

行政から委託されたという業者をかたった怪しい電話や訪問、心当たりのない発信元からの怪しいSMSなど、不信感を感じるものには対応しないようにしましょう。



少しでもおかしいと感じた場合や、心配な時は、消費者ホットラインへ相談しましょう。（連絡先は4ページをご参照下さい）

江戸川区消費者団体連絡会

令和2年度活動計画

江戸川区消費者団体連絡会は、食や健康・暮らしにかかわる様々な事柄を学び、賢い消費者を目指そうと区内の3つの消費者団体(コープみらい江戸川区、くらしの会、小岩店クラブ)が加盟しています。令和2年度の年間活動計画は以下のとおりです。

- 1 江戸川区消費生活展
「くらしフェスタ2020」
(10月開催予定)への参加
- 2 研修会の開催
(2月開催予定)



親子教室の開催(令和元年7月)
ピザと小松菜入りスムージー作り



消費生活展2019(令和元年10月実施)
ガムテープで作るコサージュ作り

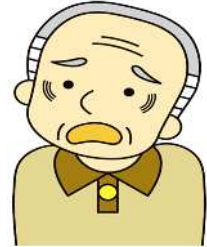


新年研修会(令和2年2月実施)
テーマ 区の防災(水害)対策について

孫がクレジットカード番号を入力！ オンラインゲームの高額請求

【相談事例】

- 1 クレジットカード会社から身に覚えのない20万円弱の高額な請求が届き驚いた。クレジットカード会社に確認したところ、オンラインゲームの利用料金であった。同居している孫(中学生)がゲームに熱中しているので、問いただしたところ、私のクレジットカードで決済したと白状した。孫の友達が3~4人で来ているときに、私の財布から勝手にクレジットカードを抜き取り、皆で一緒にカード番号等を登録したと言う。孫の友達にも私のカード番号等を知られているので、クレジットカード会社に申し出て解約してもらった。支払いを免除してもらう方法はないだろうか？



2 ここがポイント！【アドバイス】

クレジットカードの保有者は、家族を含めた他者に、自らのカードを利用されないよう、十分な注意をして管理することを求められます。従って支払い免除をクレジット会社に認めてもらうことは容易ではありません。

事例の他に、親がネットショッピング等のクレジット決済のために登録したクレジットカード情報を子どもがそのまま利用して、アイテムを購入したといったケースもあります。一度クレジットカード情報を登録すると、その後もクレジット決済ができることもあり、注意しましょう。

オンラインゲームには有料アイテムなしでは楽しめないものも多くあり、サービス形態や決済手段も多様化しています。親はオンラインゲームの課金の仕組みをよく理解しておくことが大切です。また、クレジットカードやカード番号を登録しているIDの管理には十分に注意しましょう。

何よりも、オンラインゲーム利用のルールなどについて、日ごろから子どもとよく話し合っておくことが第一です。

○ 困ったときは、早めに消費者センターにご相談ください。

江戸川区消費者センター

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階
 相談電話 03-5662-7637(直通)
 相談時間 月曜~金曜日 午前9時~午後4時
 ◎土曜・日曜日でお急ぎの方は、全国消費者
 ホットライン「188」番をご利用ください

